

【イギリス】2011年地域主義法の制定

海外立法情報調査室・河島 太郎

* 2011年11月15日に制定された2011年地域主義法は、地方議会及び地域住民により大きな権限を与え、地域共同体に住宅供給及び開発計画の決定に対するより大きな統制力を与えようとする等広範な内容を有するものである。

制定の経緯

かつてイギリスでは、地方議会の委員会が分野ごとに行政を指揮する委員会制をとる地方公共団体が多かった。前労働党政権はスコットランド、ウェールズ及び北アイルランドについて議会と政府を設置する地方分権改革を進める一方で、中規模以上の地方公共団体の意思決定の効率化や責任の所在の明確化を図り、その選択に応じて議院内閣制型の制度や直接公選首長型の制度等の導入が図られた。現在の自民・保守連立政権は、政権綱領において、地方公共団体に委員会制度への復帰を容認し、大都市で直接公選首長型の制度の導入の是非を問う住民投票を実施し、地方公共団体、住宅供給、空間計画（国土計画や地域計画）、開発計画等の基本的体制を見直す等、地方公共団体や地域住民に新たな権限を与えて、分権化と住民参加の促進を図る方針を打ち出した。このような方針に基づいて、2010年12月13日に政府が下院に提出し、上院の修正を経て、2011年11月15日に女王の裁可を受けて制定された2011年地域主義法（2011年法律第20号、以下「法」）は、全10章241か条に25の附則を伴い、広範な内容を有する。以下、同法の概要を説明する。

地方政府（法第1章）

従来の地方公共団体の権能は、経済的福祉、社会的福祉又は環境上の福祉の向上を達成する見込みがあると認められるすべての事項（2000年地方政府法（2000年法律第22号）第2条、以下「2000年法」）等法令で定める事項を行う権能に限られていた。今回、地方公共団体には、完全な能力を有する個人と同様の事項を行う一般的な権能が与えられ（法第1条）、その結果、法人等がその権能を越えて行った行為を無効とするいわゆる「権限踰越（けんげんゆえつ）の法理」を地方公共団体に適用する余地が縮小した。また、地方公共団体の委員会制度への復帰が可能となり、直接公選首長型の制度の導入に関する住民投票の実施について命令で定めることとされた（法第21条及び第2附則第1章による2000年法9B条及び9N条追加）。地方議員行為規範の遵守状況を監督するイングランド倫理基準委員会が廃止され、これに代えて全地方公共団体に地方議員の利害関係登録制度の導入を義務付け、地方議員の不登録が規制されることになった。なお、法の原案には、住民発案に基づき所定の条件を備えた場合に事項を問わず住民投票を実施する制度の規定があったが、上院の修正により削られた。

EU の財政上の制裁(法第 2 章及び第 3 章)

環境関係の EU 法令違反により EU 司法裁判所がイギリスに課した財政上の制裁につき、地方公共団体等に対し議会各議院の承認を得て支払命令をする権限を大臣に与えた(法第 48 条及び第 235 条第 6 項)。なお、法第 3 章はウェールズの特則である。

事業用資産税等(法第 4 章)

1988 年地方政府財政法(1988 年法律第 41 号)第 47 条の規定から地方公共団体による事業用資産税の軽減措置の実施を制約する文言を削る条項(法第 69 条)等がある。

地域共同体の権限強化(法第 5 章)

同章第 1 節には、地方議会税(家屋評価額に課する地方税)の引上げについて当該地方公共団体にその是非を問う住民投票の実施義務を課す規定(法第 72 条)等がある。地域住民の団体等には質の高い地域サービスを提供する潜在能力が認められている。同章第 2 節は、当該団体等が地方公共団体の事務の提供を代行する意向を表明したときは、地方公共団体がこれを考慮する義務等を定めている。また、同章第 3 節は、地方公共団体に地域社会の重要資産目録を作成して管理させ、当該資産の保有者にその処分に際し猶予期間を設けさせて、地域社会の利益集団に買取りの機会を与えている。

計画(法第 6 章)及び住宅供給(法第 7 章)

法第 6 章第 1 節は、イングランドに 8 つある各地域開発庁の策定する地域戦略(国土計画に相当するものの地域的な指針)の廃止(法第 109 条)等に関する規定を設けた。同章第 3 節は、地域住民が策定する近隣地区計画と地方公共団体の承認が不要な近隣地区開発命令とを制度化し、その是非を問う住民投票を実施させ、住民の過半数が賛成したときは地方公共団体がこれを実施する義務を負うこととしている。法第 7 章第 2 節は、今後の社会住宅の入居者に 2 年以上の入居期間を設定し、賃貸人が入居期間の終了を申し入れること、入居者がこれに異議申立てをできることとした。また、同章第 6 節では、住宅情報書(売却条件、権利関係等、住宅に関する情報を一括して記載した書類でその売主が購入希望者に交付すべきもの)の廃止等が定められた。

ロンドン(法第 8 章)、収用補償(法第 9 章)及び総則(法第 10 章)

法第 8 章は、中央からロンドンの議会や市長に対する多様な権限の委任等を定める。

法第 9 章には開発計画の許可等による強制収用に伴う補償金の査定に関する規定等、法第 10 章には税務権限の委任、委任命令、関係法令の改正に関する規定等がある。

参考文献

- ・ (財)自治体国際化協会ロンドン事務所マンズリートピック(2011 年 11 月)
<<http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/mtopic201111.pdf>>
- ・ Localism Act 2011, Explanatory Notes.
<<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/20/notes/data.pdf>>